

国民健康
保険

令和7年度国民健康保険特別会計決算見込み

問 (市)保険年金課 国民健康保険係

令和7年度は、税収の確保や県補助金の確保などにより、昨年度に引き続き、赤字補てん目的の法定外繰入を行うことなく黒字決算となりました。

●今後について

兵庫県では、同一所得・同一保険料をめざした取組を進めており、今後も赤字とならないように取り組む必要があります。しかしながら、国保を取り巻く環境は、被保険者数の減少(75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行、段階的な社会保険の適用拡大による社会保険への移行)や社会情勢の影響などにより、引き続き不安定な状況が続くことが見込まれています。今後も財政状況などを注視しながら、健全な運営を行ってまいります。

●町ぐるみ健診を受診しましょう

被保険者の方の健康意識の向上もあり、特定健診受診率が伸びています。令和6年度の受診率(法定報告値)は、過去最高値であった令

和5年度の39.8%から更に0.4%伸び、40.2%となりました。

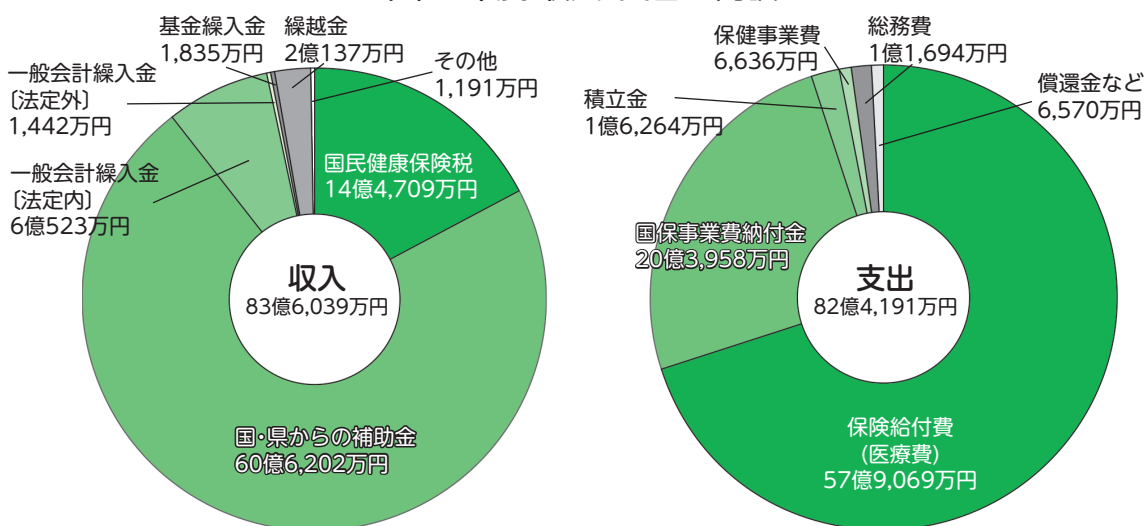
特定健診やがん検診の受診率は、保険者努力に基づき評価される県補助金の交付額に大きく影響します。

三木市国保の40歳以上の方の特定健診受診料は「無料」です。集団健診で同時受診できる「がん検診」も安い費用で受診することができます。疾病の早期発見・早期治療は、健康的な生活の実現につながり、疾病の重症化を防ぐことで、増え続ける医療費の抑制にもつながります。1年に1回、必ず健診を受診しましょう。

<表>収入・支出の推移

	収入額(A)	支出額(B)	決算収支(A-B)
令和6年度	87億9,606万円	85億9,469万円	2億137万円
令和7年度	83億6,039万円	82億4,191万円	1億1,848万円

令和7年度 収入・支出の内訳



鋸鎌で刃鎌の切れ味を出す!!

刃物の名工であった当社の初代社長竹内一雄が、良く切れ、長く使っても肩が軽くて疲れない鋸鎌をと、何度も作って近くの農家の方に使っていただき、改良に改良を重ねて完成したのが改良八八鋸鎌です。

お問い合わせは **福農産業株式会社**
 ☎0794-82-1088 ☎0794-83-5615
 三木市大村58番11 Eメール: honbu@nagara88.co.jp

改良 八八鋸鎌

- 全長:約355mm
- 刃渡:160mm ●柄長:210mm

市政

9月の市政懇談会を開催

市政懇談会を次の日程で開催します。開催地区の住民は傍聴することができます(傍聴者は発言できません)。

日時	地区	場所
9月11日(金)午後7時～	三木南	三木南交流センター
9月17日(木)午後7時30分～	□吉川	□吉川町公民館

問 (市)市民協働課 市民交流係

所得が一定以下の年金生活者を支援

公的年金などの収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給します。

▼対象者

- 老齢基礎年金を受給している方で次の要件を全て満たす方
- ・ 65歳以上
- ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約93万円以下

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約49.2万円以下の方

▼請求手続き

- 新たに本支援給付金を受ける方
対象者には、日本年金機構からお知らせを順次送付します。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、郵送して下さい。
- 年金の受給が始まる方
年金の請求手続きと併せて手続きをしてください。
- すでに本支援給付金を受けている方
対象要件を全て満たす場合、2年目以降は原則不要です。

問 給付金専用ダイヤル

☎0570・05・4092



▲ホームページ

介護保険

要介護認定・要支援認定 更新案内の送付を終了します

これまで、要介護認定有効期間が満了する方に対して更新のお知らせを郵送していましたが、関係者の皆さまの協力により申請が滞りなく行われていること、事業者と本人・家族との重複申請があることなどを考慮し、9月末発送分(有効期間が11

月末までの分)をもって案内文書の送付を終了します。引き続き、介護保険サービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までに更新の申請をしてください。

問 (市)介護保険課 認定給付係

医療

その不調、薬のせいかも? 重複・多剤服薬を見直しましょう

●「お薬手帳」で服薬管理を

重複服薬^{※1}や多剤服薬^{※2}が続くと、薬の効能が発揮されないどころか副作用により症状が悪化する恐れがあります。また、薬の量が増えることにより医療費も高くなります。気付かないうちに重複・多剤服薬になっている場合もありますので、医療機関などの受診の際は「お薬手帳」を活用してください。

「お薬手帳」は1人1冊にまとめることが大切です。マイナ保険証を利用する場合も、服薬管理のために「お薬手帳」をお持ちください。

●複数のお薬を服用中の方へ

国民健康保険加入者の方で該当する方に、お知らせ通知の送付や、電話・訪問による保健指導を実施します。

- ▼ 通知送付時期 9月下旬ころ
- ▼ 架電・訪問時期 10月～11月ころ

※1 同じ時期に複数の医療機関から同じ効能の薬が重複して処方され、服薬すること。

※2 多くの種類の薬を同時に処方され、服薬すること。

問 (市)健康増進課

健康政策係



▲ホームページ